令和5年度支えあいのまちづくり事業助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この事業は、住民が主体となって誰もが安心して、生きがいを持ちながら暮らしていける地域にしていく「支えあいのまちづくり」を豊明市社会福祉協議会(以下「社協」という。)が予算の範囲内において交付するものである。

(助成事業の内容)

第2条 「支えあいのまちづくり事業」とは、地域の住民同士が互いに支えあいの意識をもって独自に実施する、地域に認められた次に掲げる事業とする。

ただし、参加者が特定の団体・グループ・趣味活動・スポーツ活動等に限定されている場合は除く。

に限定されている場合は除く。						
区分	事業名	事 業 内 容	助成限度額 (年額)			
	暮らし 助け合い事業	ひとり暮らし高齢者や 高齢者世帯、要援助者、地 域の子どもなどへの日常	10,000円			
1		的な支援。 ・訪問や電話などで「声か	新規開設 10,000円			
		け」をして安否の確認 ・ゴミだし、買い物、外出 同行 など	※初年度のみ 加算			
2	サロン事業	高齢者や障がい者、子ど も等地域の皆さんが気軽 に集まりふれあう場を提	A 月1回 5,000円			
		供するとともに、閉じこも りや孤立を防ぐ活動を月 1回以上実施。	B 週1回 10,000円			
		・茶話会、おしゃべり会 ・軽運動、脳トレ、料理教 室 など	C 週5日 以上 20,000円			
3	地域交流事業	区や町内会など、地域内 で住民同士が交流・親睦を 図るための活動。 ・夏まつり、運動会、文化 祭 など	区内の前年度会員募集実績額 ×10%+町内会数×2,000 円 を区に交付			

※この助成金は、活動に直接関らない食事代は対象となりません。

(助成金交付申請及び請求)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、次のとおり社協会長あてに関係 書類を提出するものとする。

区分	申請者	申請書類	申請期限
1		1)登録カード (別紙)、添付書類 (チラシ、会則等)	5月末日
2	団体代表者	2) 支えあいのまちづくり事業助成金 交付申請書兼請求書(第1号様式) 3)予算書	5月末日 (新規開設は 9月末日)
3	区長	1) 支えあいのまちづくり事業助成金 交付申請書兼請求書(第1号様式) 2)予算書	5月末日

(助成金の交付決定)

第4条 社協会長は、前条により提出された関係書類を審査し助成金交付の可否を決定する。その結果を支えあいのまちづくり事業助成金決定通知書 (第2号様式)により申請者あてに通知する。

(完了報告)

第5条 助成金の交付を受けたものは、助成事業完了後の4月末日までに、支 えあいのまちづくり助成事業完了報告書(第3号様式)を社協会長あて に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第6条 助成事業完了後に残額が生じた場合には、その残額を返還するものと する。

また、次の各号のいずれかに該当した場合は、交付した助成金の全額 もしくは一部を返還しなければならない。

- (1) 虚偽の申請、その他不正により助成金を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金を交付目的以外に利用したとき。
- (3) その他、この要綱の規定に違反したとき。

(留意事項)

- 第7条 この助成事業は、市民の皆様や市内の企業・店舗等の皆様にご協力いただいた市社会福祉協議会のとよあけ福祉協力金を財源に実施していることから、次の事項に留意すること。
 - (1) この助成金を活用して行う事業については、<u>「社会福祉協議会の</u> 会費を財源に実施」「支えあいのまちづくり助成事業」等の説明 やチラシ等への記載をすること。
 - (2) <u>予算書及び決算書には、収入の項目で「社会福祉協議会助成金」</u> <u>や「支えあいのまちづくり助成事業」等の記載</u>を必ずし、区会や 町内会、グループ等での収支報告を行うこと。

(その他)

第8条 この助成事業や地域での活動を紹介するため、社協の機関誌「社協だより」やホームページに、助成金交付状況や交付先の活動内容を掲載することがある。